

稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正の理由

稚内市では、平成 29 年 12 月に再生可能エネルギーの拡大と、市民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、小型風力発電施設の建設及び運用に関して適切な状況に誘導することを目的に「稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」の制定をいたしました。

しかし、平成 30 年度から小型風力の買取価格が大型風力と同額となったことで、今後、電気事業法等で規制の受けない出力 20 キロワット以上、50 キロワット未満の風力発電設備の設置が予想されることから所要の改正を行うものです。

2. 改正の概要

(1) 小型風力発電設備の定義の変更

- ・平成 30 年度から小型風力の買取価格が大型風力と同額となったことで、今後、電気事業法等で規制の受けない出力 20 キロワット以上、50 キロワット未満の風力発電設備の設置が予想されるため、20 キロワットから 50 キロワットに出力基準を拡大しています。

(2) マイクロ風力発電設備の定義の変更

- ・受風面積が 25 平方メートル以下で出力が 5 キロワットのマイクロ風力発電設備が市場にあることから、新たに出力の基準を定めています。

(3) 道路の定義を追加

(4) 最大高さの定義を追加

(4) 住宅からの設置場所の変更

- ・小型風力発電設備等の建設時及び運用時の安全を確保するため、小型風力発電設備を設置するときは住宅等から 100 メートル以上、マイクロ風力発電設備を設置するときは住宅等から 50 メートル、又は設置する小型風力発電設備等の最大高さの 3 倍に相当する距離のいずれか遠い距離以上離れた場所に設置しなければならないと定めています。

(5) 道路からの距離の追加

- ・小型風力発電設備等の建設時及び運用時の安全を確保するため、小型風力発電設備等を設置する場合は、近接する道路から小型風力発電設備等の最大高さに相当する距離以上離れた場所に設置することを新たに定めています。

(6) 標識及び柵等の設置の明確化

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年号外法律第108号、以下「FIT法」という。）では、事業に関係ない者が設備に近付くことにより感電などの被害が発生することのないようフェンス等の設置や出入口の施錠を求められているため、標識及び柵等の設置の基準を新たに定めています。

(7) 措置の確認の追加

- ・勧告又は命令により不適切な状態を是正するために必要な措置がなされ、改善を行ったと確認したときは、その旨を事業者に通知することを新たに定めています。

(8) 関係機関等への情報提供の追加

- ・条例に基づき取得した情報及び実施した措置等に関する内容等を関係機関等に提供することができることを新たに定めています。

3. 改正時期

公布の日から施行する。